大田区立消費者生活センターからのお知らせ

**百貨店閉店セールをかたった詐欺に注意**

**＜相談事例＞**

インターネット広告に、大手百貨店が閉店セールを行うとあったので、サイトにアクセスした。

約１７万円するブランド物のお財布が３万８千円で販売されており、

支払い方法は「代金引換」のみであったが注文した。

あとから不審に思い、当該百貨店の公式ホームページを見たところ、

閉店セールを謳った不審なショッピングサイトについての

注意喚起があった。

すぐにキャンセルメールを送ったが、個人情報を入力したので心配だ。

まだ商品は届いていないが、今後、どのように対処すれば良いか。

**＜アドバイス＞**

・高級ブランド品が、大幅な値引きで販売されることは、通常ありません。百貨店の名称をかたった広告や偽通販サイトの可能性があります。

　・百貨店のロゴマークや名称が掲載された通販サイトでも偽通販サイトの可能性があります。商品を注文する前に販売サイトを隅々まで確認しましょう。

・もし、偽通販サイトで購入してしまった場合には、早めにキャンセルを申し出て、キャンセルした際のメールも保存しておきましょう。

・キャンセルしている場合は、商品が届かない可能性もありますが、もし届いた場合は、配達員に事情を話し受取拒否を依頼しましょう。その際は、荷物の伝票に書かれた「送り主名、住所、連絡先」などの送付元情報もメモしておくようにしましょう。

・代金引換であれば、同居家族にも受取拒否するよう伝えてください。代金引換で宅配業者に代金を支払って商品を受け取ってしまうと、後で商品が偽物だとわかってもお金を取り戻すことは困難です。

**[　消費生活のお困りごとは　大田区立消費者生活センターに　]**

相談専用電話　03-3736-0123

受付時間　月曜日～金曜日　午前9時～午後4時30分まで

（祝日、年末年始を除く）

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン　188（いやや）

土曜日　午前9時～午後5時まで　日曜日、祝日　午前10時～午後4時まで

（年末年始、点検日等のときを除く）